

平成二年十月二十日提出
質問 第三号

放送衛星の電波が隣国へ漏洩するいわゆるスピルオーバーに関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。

平成二年十月二十日日

提出者 草川昭三

衆議院議長 櫻内義雄殿

放送衛星の電波が隣国へ漏洩するいわゆるスピルオーバーに関する質問主意書

現在、NHK衛星放送の受信者は全国で二百七十万世帯に及んでいるといわれる。また本年十一月からは、BS3aの打上げによって民間の日本衛星放送が試験放送を始めることになり、衛星放送は新たな時代を迎えることになった。しかし放送衛星の電波の利用に当たる技術的な問題は、国際条約に従って処理されているが、現実には電波が隣国へ漏洩するいわゆるスピルオーバー(以下「スピルオーバー」という。)が問題になっている。

よって以下の質問を行う。

一 現在運行中のBS2及び本年八月打ち上げたBS3は、国際電気通信条約によって、国際的な手続きが行われていると思われるが、受信可能な他国の範囲を具体的に述べられたい。

二 スピルオーバーについては、平成元年十一月開催のアジア放送交流促進フォーラムと本年三

月の第四回日韓文化交流実務者間協議の際、また本年四月の韓国逡信部長官の郵政大臣表敬の折にも、韓国側から関心の表明があったと聞くが、その内容をそれぞれ明らかにされたい。

三 日韓新時代に当たり、両国の文化交流は極めて重要である。衛星放送によるスピルオーバーは日本の韓国に対する文化や情報の侵略ではないかという声が、韓国国内で起こっている現状について、政府は何らかの対応を講ずるべきと考えるが、見解を明らかにされたい。

右質問する。